

働きながら奨学金を返還する
若者を応援します



今年度から
手続きのながれが
変更になっています

松本市奨学金返還支援事業補助金

今年度から「認定申請」を追加

手続きのながれ

認定申請

交付要件を満たすか確認するための手続きです。

申請期間 令和8年6月29日から
令和8年12月25日まで

必要書類
・住民票の写し
・在職証明書
・奨学金の返還額等がわかる書類 etc....

全ての
申請者対象



交付申請

提出書類を確認の上、補助金を交付します。

申請期間 令和9年1月4日から
令和9年2月26日まで

必要書類
・就業状況等を証する書類の写し
→労働条件通知書、労働契約書等
・奨学金の返還実績額を証する書類の写し etc....



補助額

・年間返還額の2/3以内
(上限15万円/年)

対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金
※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください。



対象者（次の要件を全て満たす方）

- 令和4年4月1日以降に、**松本市内に本社・本店**を有する**中小企業**または次のいずれかの**法人等**に正規雇用されている方
※ 法人等とは
個人事業主、特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等、学校法人、宗教法人
- 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- 申請する年度末時点で、年齢が**35歳未満**の方
- 申請日において、**松本市内に住所を有し**、5年以上定住する意思がある方
- 松本市税を滞納していない方
- 奨学金返還に関する他の補助金を受けていない方

補助期間



最大5年間（60か月）

※毎年度申請が必要です。

※中小企業等に就職した日の属する月

または、奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い方から起算して5年間が上限

お問い合わせ

松本市役所 こども若者部 若者参画課

〒390-0811 長野県松本市中央1丁目18番1号

☎ 0263-34-2070

✉ wakamono@city.matsumoto.lg.jp

詳細・申請方法は
ホームページを
ご覧ください！

